

各 位

上場会社名 **株式会社 やまねメディカル**  
(コード番号 2144 : JASDAQ)  
本店所在地 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号  
代 表 者 代表取締役社長 山 根 洋 一  
問 合 せ 先 副社長執行役員 西 村 功  
電 話 番 号 (03)5201-3995  
(URL <http://www.ymmd.co.jp/>)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 15 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

定款の変更の理由及び内容は、下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的に関する変更

介護予防通所介護サービスが、平成 27 年 4 月 1 日から東京都特別区、都道府県の市町村が管轄する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、第 1 号通所事業と位置づけられたこと、及び介護予防訪問介護事業が第 1 号訪問事業と位置づけられたことによる追加の記載であります。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

取締役会における社外取締役の比率を高め、より透明性の高い経営を志向するとともに、取締役会の監査監督事項を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することいたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。

##### (3) 意思決定の迅速化

取締役会の権限の一部を取締役に委任することにより、意思決定の迅速化を可能にする規定を新設するものであります。

##### (4) その他の全般に関する変更

その他、表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 1. (号文省略) 2. 介護保険法による介護予防通所サービス事業 3.～6. (号文省略) 7. 介護保険法による介護予防訪問介護事業 8.～44. (号文省略)	第2条 1. (現行どおり) 2. 介護保険法による介護予防通所サービス事業及び第1号通所事業 3.～6. (現行どおり) 7. 介護保険法による介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業 8.～44. (現行どおり)
第3条 (条文省略)  (新 設)	第3条 (現行どおり)  <u>(機 関)</u> 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
<u>第4条～第16条 (条文省略)</u>  (取締役の員数) <u>第17条 当社の取締役は、7名以内とする。</u>  (新 設)  (取締役の選任及び解任) <u>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任及び解任する。</u>  2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 取締役の解任決議は、本定款第15条第2項の定めるところによる。	第5条～第17条 (現行どおり)  (取締役の員数) <u>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>  (取締役の選任及び解任) <u>第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任及び解任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(取締役会の招集者及び議長)

第20条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を置くことができる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を定めることができる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部

<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2 前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第27条</u> 当会社に監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p><u>第28条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(監査役を選任)</u></p> <p><u>第29条</u> 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役任期)</u></p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す</p>	<p><u>を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2 前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

る事業年度のうち最終のものに関する定  
時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠とし  
て選任された監査役の任期は、退任した監  
査役の残存期間とする。

(補欠監査役)

第31条 法令又は本定款に定める監査役の員数を  
欠くことになる場合に備え、株主総会にお  
いて監査役の補欠者を選任することがで  
きる。

- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29  
条第2項の規定を準用する。

- 3 補欠の監査役の選任の効力は、選任後4年  
以内に終了する事業年度のうち最終のも  
のに関する定時株主総会開始の時までと  
する。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査  
役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ  
て定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定  
により、任務を怠ったことによる監査役  
(監査役であった者を含む)の  
損害賠償責任を、法令の限度において、  
取締役会の決議によって免除することが  
できる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定  
により、社会監査役との間に、任務を怠っ  
たことによる損害賠償責任を限定する契  
約を締結することができる。ただし、当該  
契約に基づく賠償責任の限度額は、100  
万円以上であらかじめ定めた金額又は法  
令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監  
査等委員の中から常勤の監査等委員を選  
定することができる。

(削除)

(削除)

(監査役会の招集手続き)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(新 設)

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条～第39条 (条文省略)

(新 設)

第40条～第43条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(監査等委員会の招集手続)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数によって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第33条～第35条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第37条～第40条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定及び同第427条第1項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお、同株主総会の決議による変更前の定款第34条第1項及び第2項の定めるところによる。

### 3. 日程

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 29 年 6 月 29 日(木) |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 平成 29 年 6 月 29 日(木) |

以 上